

臨時代理第11号

枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により、臨時代理する。

令和元年（2019年）7月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

## 枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱

制 定 平成 26 年 3 月 31 日枚方市教育委員会要綱第 2 号  
最終改正 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、別に定めるもののほか、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関において勤務する非常勤の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員（以下「非常勤職員」という。）の職、職務内容、定数、委嘱方法、勤務条件等に関し必要な事項を定めることにより、非常勤職員について適正な人事管理を行うこと等を目的とする。

### (職、職務内容、定数等)

第 2 条 非常勤職員の職、職務内容、定数等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

### (委嘱方法)

第 3 条 非常勤職員は、教育長が非常勤職員の職ごとの職務内容に応じて定める基準を満たす者について実施する公募による競争試験の結果に基づき、教育委員会が委嘱する。ただし、教育長が特に認める場合においては、選考によることがある。

2 教育委員会は、前項の規定による委嘱に係る任期又はこの項による委嘱に係る任期における勤務実績等が良好であると認める非常勤職員については、当該任期の末日の翌日に、当該職と同一と認められる職に委嘱することがある。

### (任期)

第 4 条 前条の規定による委嘱に係る任期は、1 年以内とし、会計年度をまたがってはならない。

2 前条第 2 項の規定による委嘱に係る任期は、非常勤職員としての引き続いた任期の初日の属する年度の初日から起算して 3 年を超え、又は職ごとに定める別表第 1 の更新限度年齢に達する日の属する年度の末日を超えてはならない。

### (退職の申出)

第 5 条 非常勤職員は、自己の都合によりその職を退こうとするときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に申し出なければならない。

### (解嘱)

第 6 条 教育委員会は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに耐え難いとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。

### (服務規律)

第 7 条 非常勤職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務する課等の長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。

- (2) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (3) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (5) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (6) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。
- (7) 教育長の許可を得ることなく、兼業をしないこと。

(出退勤手続等)

第8条 非常勤職員は、出退勤に当たっては、あらかじめ定められた方法によりその状況を記録しなければならない。

2 非常勤職員は、年次有給休暇その他の理由により出勤しないときは、あらかじめ、所定の手続により所属長に届け出なければならない。

3 非常勤職員は、急病その他やむを得ない理由により、あらかじめ前項の手続をすることができないときは、直ちに、電話その他の方法により所属長に連絡しなければならない。

(勤務日数等)

第9条 非常勤職員の勤務日数は、別表第1に定めるとおりとし、非常勤職員ごとの勤務日は、教育長が別に定める。

2 非常勤職員の1日の勤務時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、公務の運営上の事情によりこれにより難い職に係る1日の勤務時間は、教育長が別に定める。

3 非常勤職員の休憩時間は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間とし、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。ただし、監視又は断続的業務に従事し、勤務時間の途中に手待ち時間を置く日の勤務については、この限りでない。

(休日)

第10条 非常勤職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(時間外勤務)

第11条 教育長は、非常勤職員を、第9条第1項の規定により定めた勤務日以外の日（前条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に勤務させ、又は当該勤務日に第9条第2項の規定により定めた勤務時間を超えて勤務させないものとする。ただし、公務の運営上の事情によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(休日勤務)

第12条 教育長は、非常勤職員を、休日に勤務させないものとする。ただし、公務の運営上の事情によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、休日に勤務することを常例とする非常勤職員（以下「休日勤務職員」という。）には適用しない。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 教育長は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2

第1項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該非常勤職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である非常勤職員に委託されている児童その他同条第1号に規定する養育里親である非常勤職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない非常勤職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この条において同じ。）のある非常勤職員（当該非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる場合における当該非常勤職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合又は要介護者（別表第2に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）のある非常勤職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 教育長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

(1) 3歳に満たない子のある非常勤職員が当該子を養育するために請求した場合 当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合

(2) 要介護者のある非常勤職員が当該要介護者を介護するために請求した場合 公務の運営に支障がある場合

3 教育長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある非常勤職員が当該子を養育するために請求した場合又は要介護者を介護する非常勤職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。（時間外勤務代休時間）

第14条 教育長は、第24条の規定により時間外勤務に係る報酬又は休日勤務に係る報酬を支給すべき非常勤職員に対して、当該時間外勤務に係る報酬又は休日勤務に係る報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、同条第1項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（第3項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日を起算日とする2月後の日までの期間内にある第9条第1項の規定により定めた勤務日（休日を除く。）における同条第2項の規定により定めた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された非常勤職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、第9条第2項の規定により定められた勤務時間においても勤務することを要しない。

3 教育長は、第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間

内にある第9条第1項の規定により定めた勤務日（休日を除く。）における同条第2項の規定により定めた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務に係る報酬又は休日勤務に係る報酬の支給に係る60時間超過月における第24条第1項の規定の適用を受ける時間（以下この項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 第22条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
  - (2) 第22条第1項第3号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
  - (3) 第23条第1項又は第3項に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 4 前項の場合において、時間外勤務代休時間の指定は、第9条第1項の規定により定めた勤務日（休日を除く。）の午前若しくは午後定めた勤務時間（これにより難しいときは、これに相当する時間として教育長が別に定める時間）又は同項の規定により定めた勤務日（休日を除く。）における同条第2項の規定により定めた勤務時間（これにより難しいときは、これに相当する時間として教育長が別に定める時間）を単位として行うものとする。
  - 5 教育長は、第9条第2項の規定により定めた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項の期間内にある第9条第1項の規定により定めた勤務日（休日を除く。）の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、業務の運営並びに非常勤職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
  - 6 教育長は、非常勤職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
  - 7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（年次有給休暇）

第15条 教育長は、第9条第1項の規定により、週1日以上又は年48日以上勤務日を定めた非常勤職員には、年次有給休暇を付与する。

- 2 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は別表第3に定めるとおりとする。
- 3 新たに非常勤職員となる者（新たに非常勤職員となる日に引き続く本市職員としての在職期間がある者を除く。）の当該年度における年次有給休暇の日数は、別表第4に定めるとおりとする。
- 4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 5 教育長は、年次有給休暇を非常勤職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 6 教育長は、1の年度ごとにおける年次有給休暇（第4項の規定により繰り越されたものを除く。）が10日以上である非常勤職員に係る年次有給休暇の日数のうち5日については、当該年度において、非常勤職員ごとにその時季を定めることにより与えるものとする。

- 7 教育長は、前項の規定により時季を定める場合においては、あらかじめ非常勤職員の意見を聴取し、その意見を尊重するものとする。
- 8 第6項の規定にかかわらず、第5項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えないことができる。
- 9 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認めるときは、30分を単位とすることができる。

（特別休暇等）

第16条 教育長は、非常勤職員が選挙権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により勤務しないことが相当であると認める場合に、当該非常勤職員に特別休暇を付与することができる。

- 2 特別休暇の種類、理由及び期間は、別表第5に定めるとおりとする。
- 3 別表第5の1の表に掲げる特別休暇は、有給とする。
- 4 教育長は、非常勤職員（6月以上の任期が定められ、かつ、週1日以上又は年48日以上勤務することとなっている者に限る。）が負傷（公務又は通勤上のものを除く。）又は疾病（公務又は通勤上のものを除く。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、当該非常勤職員に病気休暇を付与することができる。
- 5 病気休暇の期間は、3月を超えない範囲内でその療養に必要とする期間とし、病気休暇の有給で付与する日数は、1の年度につき、別表第6に定めるとおりとする。
- 6 第2項及び第4項に定めるもののほか、教育長は、非常勤職員について、法令の定めるところにより勤務させることができないときは、当該勤務しないことについて、欠勤として承認するものとする。

（育児休業等）

第17条 教育長は、非常勤職員（職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方市条例第1号）第2条第4号イからハまでのいずれかに該当する者と同様の状況にある者に限る。）に対し、当該非常勤職員が当該非常勤職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を養育するため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日まで、育児休業を付与することができる。

- (1) 職員の育児休業等に関する条例第2条の3各号に掲げる場合 当該各号に定める日
  - (2) 職員の育児休業等に関する条例第2条の4に規定する場合 当該子が2歳に達する日
- 2 教育長は、非常勤職員（職員の育児休業等に関する条例第19条第2号イ及びロに該当する者と同様の状況にある者に限る。）に対し、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該非常勤職員が当該非常勤職員の子を養育するため、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児を理由として勤務しない場合（労働基準法（昭和22年法律第49号）67条の規定による請求をした場合に限る。）又は介護時間休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）部分休業を付与することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、育児休業及び部分休業の付与については、職員の育児休業等に関する条例の例による。
- 4 非常勤職員が育児休業をしている期間については、報酬を支給しない。
- 5 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額をその者の受けるべき報酬の額から減額するものとする。

(介護休暇)

第18条 教育長は、非常勤職員（一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例（平成26年枚方市条例第1号）第7条第1項各号のいずれにも該当する者と同様の状況にある者に限る。）に対し、当該非常勤職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護休暇を付与することができる。

- 2 介護休暇の期間は、教育長が、非常勤職員の申出に基づき、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、合算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は30分とする。
- 4 30分を単位とする介護休暇は、その日の定められた勤務時間が3時間30分以上である勤務日において、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した当該勤務時間から3時間を減じた時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該減じた時間から当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 5 1日を単位とする介護休暇（以下「全日介護休暇」という。）をしたことがある非常勤職員は、当該全日介護休暇に係る要介護者が次のいずれかに該当する場合には、当該要介護者については、全日介護休暇を付与しない。

(1) 当該要介護者について3回の指定期間の指定を受けて全日介護休暇を含む介護休暇をした場合

(2) 当該要介護者について介護休暇をした日数（介護休暇を開始した日から介護休暇を終了した日までの日数とし、2回以上の指定期間の指定を受けて介護休暇をした場合にあっては、指定期間ごとに、当該介護休暇を開始した日から当該介護休暇を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。）が93日に達している場合

- 6 前各項に定めるもののほか、介護休暇の付与については、一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の例による。
- 7 非常勤職員が介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額をその者の受けるべき報酬の額から減額するものとする。

(介護時間休暇)

第19条 教育長は、非常勤職員（一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例第7条の2第1項各号のいずれにも該当しない者と同様の状況にある者に限る。）に対し、当該非常勤職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認めら

れる場合には、介護時間休暇を付与することができる。

- 2 介護時間休暇の時間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間休暇の単位は、30分とする。
- 4 介護時間休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内（部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間又は減じた時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）の時間とする。
- 5 非常勤職員が介護時間休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額をその者の受けるべき報酬の額から減額するものとする。

（報酬等）

第20条 非常勤職員の基本報酬の額は、非常勤職員の職ごとに、市長と教育長が協議して教育長が別に定める。

- 2 非常勤職員の費用弁償の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の定めるところによる。

（報酬の減額）

第21条 教育長は、非常勤職員が勤務しないときは、休日である場合及び有給の休暇による場合を除き、その勤務しない1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額をその者の受けるべき報酬の額から減額するものとする。

（時間外勤務に係る報酬）

第22条 教育長は、第11条ただし書の規定により勤務を命じた場合には、勤務日以外の日に勤務した全時間及び勤務日に第9条第2項の規定により定められた勤務時間を超えて勤務した全時間（以下これらを「時間外勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額に、次に掲げる勤務した時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第9条第1項の規定により定めた勤務日と勤務を命じた勤務日以外の日の合計の日数が1の週において5日以下である場合における当該勤務を命じた勤務日以外の日の勤務した全時間のうち7時間45分に達するまでの時間及び同条第2項ただし書の規定により定めた勤務時間と当該定めた勤務時間以外の時間に勤務した時間との合計の時間数が7時間45分に達するまでの当該定めた勤務時間以外の時間に勤務した時間 100分の100
- (2) 第9条第1項の規定により定めた勤務日と勤務を命じた勤務日以外の日の合計の日数が1の週において5日以下である場合における当該勤務を命じた勤務日以外の日の勤務した全時間のうち7時間45分を超える時間及び同条第2項ただし書の規定により定めた勤務時間と当該定めた勤務時間以外の時間に勤務した時間との合計の時間数が7時間45分を超える場合における当該7時間45分を超える時間 100分の125



(3) 第9条第1項の規定により定めた勤務日と勤務を命じた勤務日以外の日の合計の日数が1の週において5日を超える場合における当該勤務を命じた勤務日以外の日の勤務した全時間100分の135

2 第11条ただし書の規定により勤務を命じた時間が、午後10時から午後12時まで又は午前0時から午前5時までの間である場合は、前項各号に掲げる割合に100分の25を加えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務の態様等により、時間外勤務に係る報酬の算定において、これらの規定により難いと認められる職に係る当該算定の方法は、教育長が別に定める。

(休日勤務に係る報酬)

第23条 教育長は、第12条第1項ただし書の規定により勤務を命じた場合には、休日に勤務した全時間（以下「休日勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の135を乗じて得た額を、休日勤務に係る報酬として支給する。

2 第12条第1項ただし書の規定により勤務を命じた時間が、午後10時から午後12時まで又は午前0時から午前5時までの間である場合は、前項の割合に100分の25を加えるものとする。

3 休日勤務職員が第10条第2号に規定する日又は1月1日に勤務した場合は、前2項の規定の例により、休日勤務に係る報酬を支給する。

(1月における時間外勤務等の時間が60時間を超えた場合における報酬)

第24条 教育長は、時間外勤務時間と休日勤務時間（1日につき7時間45分までの時間を除く。）とを合計した時間が1月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の150（その勤務が午後10時から午後12時まで又は午前0時から午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬又は休日勤務に係る報酬として支給する。

2 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に非常勤職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬に係る時間及び休日勤務に係る報酬に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、教育長が別に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の150（その時間が午後10時から午後12時又は午前0時から午前5時までの間である場合は、100分の175）から次に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（その時間が午後10時から午後12時又は午前0時から午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加えた割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬又は休日勤務に係る報酬を支給することを要しない。

(1) 第22条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 100分の125

(2) 第22条第1項第3号に掲げる勤務に係る時間 100分の135

(3) 前条第1項又は第3項に掲げる勤務に係る時間 100分の135

(報酬等の支給等)

第25条 第20条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は、一般職の職員の例により支給する。

2 報酬から控除できるものは、法律で認められるもののほか、給与の控除に関する条例（昭和40年枚方市条例第41号）に規定するものとする。

(報酬に係る勤務時間の計算)

第26条 第22条から第24条までの規定による報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、1の月の当該勤務の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）により計算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを1時間に切り上げるものとする。

（損害賠償請求）

第27条 欠勤等の原因である負傷又は疾病が第三者の行為によって生じたときは、欠勤等の期間に係る報酬の支給額の限度において、当該第三者に損害賠償を請求することがある。

（社会保険等）

第28条 教育長は、非常勤職員の勤務日数等に応じ、法令の定めるところにより、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入その他の手続を行うものとする。

（安全衛生）

第29条 教育長は、1の週における勤務時間が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）第2条第1項に規定する職員の勤務時間の4分の3以上である非常勤職員について、委嘱後最初の定期健康診断の時期及び毎年度1回以上定期的に健康診断を行うほか、必要な諸検査も随時実施するものとする。

2 教育長は、前項に規定する非常勤職員のうち、有害な業務に従事する者に対して、特殊健康診断を行うものとする。

（災害補償）

第30条 教育長は、非常勤職員が公務上又は通勤により負傷し、又は死亡した場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年枚方市条例第38号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により、補償を行うものとする。

（補則）

第31条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 次の要綱は、廃止する。

（1）枚方市教育専門嘱託員設置要綱（平成20年枚方市教育委員会要綱第2号）

（2）枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱（平成25年枚方市教育委員会要綱第6号）

3 この要綱の施行の日前に前項各号に掲げる要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為（前項第1号の要綱によるものにあつては、週の勤務日数が3日である非常勤職員に係るものに限る。）は、この要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為とみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第9条関係）

職	職務内容	所属	勤務日数	更新限度年齢	定数
学校施設管理人	(1) 学校園（枚方市立の小学校、中学校及び幼稚園をいう。以下同じ。）の施設管理に関すること。 (2) 施設開放事業に関すること。 (3) 災害等非常事態時における必要な処置を行うこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、校長が指示する職務に関すること。	小中学校	週3.5日	70年	1校につき2人
学校運営アドバイザー	(1) 学校園の管理職の資質向上に関すること（次項第1号の職務を除く。）。 (2) 学校運営に関すること（次項第2号の職務を除く。）。 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が指示する職務に関すること。	学校教育部の課等のうち、教育長が別に定めるもの	週4日 (29時間)	68年	教育長が別に定める。
学校支援マネージャー	(1) 学校園の管理職の育成に関すること。 (2) 学校運営体制の構築に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が指示すること。	学校教育部の課等のうち、教育長が別に定めるもの	週4日 (29時間)	65年	教育長が別に定める。
枚方市英語教育指導助手	(1) 児童生徒に対し、英語教育等に係る指導を行うこと。 (2) 教員に対し、英語教育等に係る助言及び補助を行うこと。 (3) 英語教育等に係る行事等の企画及び運営に関すること。	教育指導課	週2.5日 (13.125時間)	65年	教育長が別に定める。
教育文化センター施設管理人	(1) 教育文化センターの施設管理に関すること。 (2) 施設利用の受付に関すること。 (3) 設備備品の貸出しに関すること。	教育文化センター	週2日	65年	3人
放課後児童支援アドバイザー	(1) 放課後児童健全育成事業の推進に関すること。 (2) 放課後児童支援員及び放課後児童准支援員の指導育成に関すること。 (3) 留守家庭児童会室の運営に係る保護者と小学校との連携に関すること。	放課後子ども課	週4日 (29時間)	68年	1人
埋蔵文化財行政専門員	(1) 埋蔵文化財発掘調査に関すること。	文化財課	週5日 (37.5時間)	65年	1人
文化財行政事務専門員	(1) 文化財行政に関すること。	文化財課	週5日 (37.5時間)	65年	1人

備考 この表による非常勤職員の職ごとの職務内容には、勤務する課等における当該職務内容に関連する職務を含むものとする。

別表第 2（第13条関係）

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 父母の配偶者
- (6) 配偶者の子
- (7) 祖父母
- (8) 孫
- (9) 兄弟姉妹
- (10) 子の配偶者
- (11) 配偶者の父母の配偶者

備考

- 1 非常勤職員の配偶者については、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 2 第5号、第6号、第10号及び第11号に掲げる者については、非常勤職員と同居している者に限る。

別表第 3（第15条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の所定勤務日数	在 職 年 度 数					
		2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目以上
週5日以上又は週30時間以上		11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	8	9	10	12	13	15
3日	121日から168日まで	6	6	8	9	10	11
2日	73日から120日まで	4	4	5	6	6	7
1日	48日から72日まで	2	2	2	3	3	3

別表第 4（第15条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の所定勤務日数	採 用 月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
週5日以上又は週30時間以上		10日						9日	7日	6日	4日	3日	1日
4日	169日から216日まで	7						6	5	4	3	2	1
3日	121日から168日まで	5						4	4	3	2	1	1
2日	73日から120日まで	3						3	2	2	1	1	0
1日	48日から72日まで	1						1	1	1	0	0	0

備考 年度途中で勤務条件が変更となり、付与日数が増加する場合は、勤務条件変更後の継続勤務年数の区分に応じた日数と年度当初に付与された日数との間に生じ

る差を付与する。ただし、勤務条件の変更月が10月以降の場合は、その差の日数を7で除した数に当該年度の残月数を乗じて得た日数を付与するものとする。この場合において、1未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。

別表第5（第16条関係）

1 特別休暇（有給）

種 類	理 由	期 間
選挙権等行使 休暇	非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる日又は時間
証人等出頭休 暇	非常勤職員が証人、鑑定人、参考人、裁判員等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合（非常勤職員本人の原因に基づく場合を除く。）	必要と認められる日又は時間
交通機関事故 休暇	非常勤職員が天災又は交通機関の事故等の不可抗力の原因により出勤できない場合	必要と認められる日又は時間
親族死亡休暇	非常勤職員が付表に掲げる親族の喪にあった場合	親族に応じ、当該事実があった日又はその翌日から付表に定める日数
住居滅失等休 暇	天災その他の非常災害により非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、非常勤職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日以内で必要と認められる期間
夏季休暇	非常勤職員が夏季において元気回復を図る場合	(1) 勤務日数が週5日又は年217日以上 の非常勤職員 教育長が定める期間内において4日（当該教育長が定める期間内において新たに非常勤職員となった者及び長期の休暇等の期間のある者にあつては、4日以内で教育長が定める日数） (2) 勤務日数が週4日又は年169日以上216日以下の非常勤職員 教育長が定める期間内において3日（当該教育長が定める期間内において新たに非常勤職員となった者及び長期の休暇等の期間のある者にあつては、3日以内で教育長が定める日数）
生理休暇	非常勤職員が生理日に当たった場	1回につき1日

	合	
結婚休暇	非常勤職員が結婚する場合又は非常勤職員がパートナー（当該非常勤職員と婚姻関係に異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下この項において「パートナーシップ」という。）にある者として教育長が認める者をいう。付表において同じ。）になろうとする者とパートナーシップを形成する場合として教育長が認める場合	結婚又はパートナーシップの形成の日の5日前の日から当該結婚又はパートナーシップの形成の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内で必要と認められる期間
その他の特別休暇	慣例による場合又は特別の理由があると認める場合	必要と認められる日又は時間

備考

- 1 親族死亡休暇及び住居滅失等休暇は、その日数を継続して与えるものとする。この場合において、その期間中に第9条第1項の規定により定めた勤務日以外の日又は他の休暇があるときは、これらの日を当該期間に算入するものとする。
- 2 親族死亡休暇の期間については、遠隔地（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合において、片道8時間以上要する場所をいう。）に赴く必要があるときは、現に要した往復の日数又は時間数を加算することができる。
- 3 夏季休暇の取得単位については、教育長の定める基準による。

付表

親族死亡休暇日数表

親 族	日 数
配偶者等	7日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日
父母の配偶者又は配偶者等の父母	3日（非常勤職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子	1日（非常勤職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母	1日（非常勤職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹	1日（非常勤職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 この表において「配偶者等」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーをいう。

## 2 特別休暇（無給）

種 類	理 由	期 間
出産休暇	非常勤職員が出産する場合	出産の予定日を起算日とする6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの期間
看護休暇	次の各号のいずれかに該当する場合で、当該非常勤職員以外に当該子の看護（予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を行う者がいないとき。 (1) 非常勤職員（週3日以上又は年121日以上勤務することとなっている者に限る。以下この項及び次項において同じ。）の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が負傷し、又は疾病にかかったとき。 (2) 非常勤職員の養育する小学校に在学する子が感染症にかかり、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により出席を停止させられたとき。 (3) 非常勤職員の子（小学校就学の始期に達するまでの子及び小学校に在学する子に限る。）が医療機関に入院し、当該子の看護を必要とするとき。 (4) 非常勤職員の養育する小学校就学の始期に達するまでの子に予防接種又は健康診断を受けさせるとき。	1年度につき5日（非常勤職員の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）
短期介護休暇	要介護者の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う非常勤職員が当該世話を行う場合	1年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）
ドナー休暇	非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をするとき。	必要と認められる日又は時間（往復に要する期間を含む。）



通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性非常勤職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき通院に必要と認められる時間
妊娠障害休暇	職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合	1日又は30分を単位として、次の各号に掲げる勤務日数に応じ当該各号に定める日数 (1) 週5日又は年217日以上5日 (2) 週4日又は年169日から216日まで 4日 (3) 週3日又は年121日から168日まで 3日 (4) 週2日又は年73日から120日まで 2日 (5) 週1日又は年48日から72日まで 1日

備考 出産休暇は、その日数を継続して与えるものとする。この場合において、その期間中に第9条第1項の規定により定めた勤務日以外の日又は他の休暇があるときは、これらの日を当該期間に算入するものとする。

別表第6（第16条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の所定勤務日数	有給で付与する日数
週5日以上又は週29時間以上		10日
4日	169日から216日まで	7
3日	121日から168日まで	5
2日	73日から120日まで	3
1日	48日から72日まで	1

新 (改正後)						旧 (現 行)					
第1条～第15条 [略]						第1条～第15条 [略]					
別表第1 (第2条、第4条、第9条関係)						別表第1 (第2条、第4条、第9条関係)					
職	職務内容	所属	勤務日数	更新限度年齢	定数	職	職務内容	所属	勤務日数	更新限度年齢	定数
学校施設 管理人	(1) 学校園(枚方市立の小学校、中学校及び幼稚園をいう。以下同じ。)の施設管理に関すること。 (2)～(4) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	学校施設 管理人	(1) 学校園(枚方市立の小学校、中学校及び幼稚園をいう。)の施設管理に関すること。 (2)～(4) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
学校運営 アドバイザー	(1) <u>学校園の管理職の資質向上に関すること(次項第1号の職務を除く。)</u> 。 (2) <u>学校運営に関すること(次項第2号の職務を除く。)</u> 。 (3) [略]	学校教育 部 の 課 等 の う ち、 教 育 長 が 別 に 定 め る も の	[略]	[略]	[略]						
学校支援 マネージャー	(1) <u>学校園の管理職の育成に関すること。</u> (2) <u>学校運営体制の構築に関すること。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、所属長が指示すること。</u>	学校教育 部 の 課 等 の う ち、 教 育 長 が 別 に 定 め る も の	週4 日 (29 時間)	65年	教育 長 が 別 に 定 め る。						
枚方市英語教育指導助手	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市英語教育指導助手	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育文化	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	教育文化	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

新（改正後）						旧（現行）					
センター 施設管理 人						センター 施設管理 人					
放課後児 童支援ア ドバイ ザー	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
埋蔵文化 財行政専 門員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	埋蔵文化 財行政専 門員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化財行 政事務専 門員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	文化財行 政事務専 門員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						学校運営 アドバイザー	(1) 管理職の資質向上に関する こと。 (2) 学校運営に関すること。 (3) [略]	学校教 育部	[略]	[略]	[略]
						放課後児 童支援ア ドバイ ザー	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略] 別表 2～6 [略]						備考 [略] 別表 2～6 [略]					